

「言葉」の教育方法についての一考察

——「幼稚園教育要領」の振り返りから——

A Study on the Educational Method of “Language”

: Looking back on the “Course of study for Kindergarten”

菅原 健太

Kenta Sugawara

はじめに

本稿では、幼稚園教育要領の内容について、特に「言葉（言語）」に注目しながら整理していく。

今回、「領域に関する専門的事項」という科目が養成機関において組み込まれることから考えても、五領域というかたちでカテゴライズされた幼児期における様々な課題や専門的知識それ自体は、現在保育者として彼らに関わっている者に対する要請である以上に、現在それぞれの養成校に置いて学んでいる未来の保育者において、子どもへの関わり方だけでなく、未来の保育者自身に対する変革を要請するものであると言えることができるのではないだろうか。

結論を先に述べておこう。良くも悪くも曖昧な意味をもつ「言葉」は、コミュニケーションにおいて「言語」に変換される必要がある。しかし、そのコミュニ

ケーション自体のバリエーションが少なければ、必然的に「言語」として変換されるべき機会は少なくなる。そして、変換のバリエーションが少なくなれば、必然的に必要とされる「言葉」も少なくなる。

今日必要とされるのは、社会的な多様性に対応しうる「言語化」の能力であり、そのためにこそ母数となる「言葉」に関する多様性をもった能力・経験だと言えるだろう。

幼稚園教育要領における「言語」

それではまず、幼稚園教育要領においてこの「言葉」というものがどのように取り扱われてきたかについて、大まかに整理しておこう。

とは言え、「言葉」という領域が最初から存在していたわけではない。

幼稚園教育要領はこれまで数度の改定が行われてきており、本稿で注目する

「言葉」については、当初から幼稚園教育における教育課程として組み込まれてはいなかった。

歴史的には、1989（昭和元）年において、「言語」はなくなり、上述した通称五領域としての「言葉」が成立している。

特に、本稿で注目する「言葉」について言えば、幼稚園教育要領が制定された当初の六領域に当てはめれば「言語」が最も近いと考えられるが、「言語」と「言葉」という二つの似通った語句は、確かに似通ってはいるながらも、本質的に大きな違いをもつ語句であり、この変化は重要なものであると考えることができるだろう。

この点について、幼稚園教育要領の変遷をふまえながら改めて整理を行っておこう。

幼稚園教育要領における「言語」

幼稚園教育要領は 1956（昭和 31）年に制定された。それは「今回教材等調査研究会幼稚園小委員会の審議を経て「保育要領」を改訂し、これを「幼稚園教育要領」として示すことにした」というように、1948（昭和 23）年に作成された保育要領を基盤としたものであった。保育全般に関するガイドラインという位置づけにあった保育要領から、幼児期の教育、具体的には学校教育の準備段階としての教育課程において必要となるものがこれにより具体的に示されることとなった。

当初は「告示」ではなかったため、あくまでもガイダンスという位置づけにあったが、次に改定された 1964（昭和 39）年からは「告示」となり、法的な強制力をもつようになった。

これら 1956、1964 年における幼稚園教育要領において、教育課程は健康、社会、自然、言語、音楽リズム、絵画製作といった六領域が設定された。

本稿で注目する「言葉」について、ここでは「言語」が最も近いものだという事ができるだろう。

まず、この時点での「言語」について、当時の幼稚園教育要領での記述を参照しておこう。

1956 年の幼稚園教育要領において、言語についての教育方法はどのように示されていたか。

まずそこでは、幼稚園段階での子どもの発達段階が示され、能力論的発達観を基盤とするような「幼児の発達上の特質」が例示されている。

例えば「発声諸器官の発達はじゅうぶんでない」、「大ぜいといっしょに話を聞くことはむずかしい」といった能力的な欠如、あるいは逆に「自分がしたこと、友だちがしたことなど、自分の見たり聞いたりした直接的な経験や行動について発表することを好む」「1000 語ないし 3000 語程度の日常語の意味が聞いてわかる」というような特性的な表現が記されている。

特に前者について言えば、能力論的発

達観をもとに「〇〇ができない」という前提、言い換えれば「本来ならばできるはずの〇〇」というような、(将来的に)達成すべき状態が示されているということができるだろう。

また、「望ましい経験」として示される「話をする、話を聞く、絵本・紙しばい・劇・幻燈・映画などを楽しむ、数量や形、位置や速度などの概要を表わす簡単な日常用語を使う」という四つの項目についても、例えば「きのうあったことや、登園の途中で見たことなどを、みんなの前で話す」や「幼児語・方言・なまりや下品なことばと正常なことばとの区別をだんだんに聞き分ける」、「遠近・方向・位置・速度などを表わす簡単な日常用語を使って話す。(とおい・ちかい・むこうへ・こちらへ・うえに・したに・まんなかに・まえに・あとに・はやい・おそいなど)」というように、所与の能力を前提としながら、上述したような獲得すべき能力に向けた極めて具体的な働きかけや環境構成となっている。

この最初の幼稚園教育要領については、「まえがき」において「幼稚園の保育内容について、小学校との一貫性を持たせるようにした」と明確に示されており、当時の幼稚園教育というものが幼児教育としての独自性よりも、むしろ小学校教育の準備段階である特色を強くもっていたと言える。

田甫（2004）が整理しているように、

このような幼稚園教育要領のあり方は領域を科目と見なすような「小学校的」な保育を導きうるものであった。

小学校教育への傾斜化は、確かに小学校への接続は容易になるかもしれないが、一方で幼児教育という領域の無意味化が起きる。同時に、幼稚園教育要領が幼稚園のみを対象としているために、保育所における教育・保育との間に存在する溝が大きくなっていく。

このような問題点をふまえ、幼稚園教育要領は 1964（昭和 39）年に改訂が行われた。

そこでは「第一章 総則」において「幼稚園教育は、小学校教育と異なるものがあることに留意し、その特質を生かして、適切な指導を行なうようにすること」というように、「小学校教育と異なる」ことが示された。また「小学校との一貫性」についての記述は削除され、幼稚園教育の固有性が強調されることとなった。

ただし、教育内容・領域については変更されず、前回と同じ「健康、社会、自然、言語、音楽リズムおよび絵画製作」の六領域のままであった。

とは言え、そこで示されるものは、先に述べたような能力論的発達観に基づいた具体的な指導内容というよりは、比較的曖昧なかたちで表現される子どもたちの到達目標である。

例えば「言語」においては「1 人のことばや話を聞いてわかるようになる」「2 経験したことや自分の思う

ことなどを話すことができるようになる」など四つのねらいが示されており、その下にそれぞれ「先生や友だちに親しみをもって話す」や「簡単な日常のあいさつができる」といった具体的な行動目標が示される構造となっている。

「幼稚園教育の目標を達成するために、原則として幼稚園修了までに幼児に指導することが望ましいねらい」というように、確かに「指導」についての内容であり、また留意事項として指導内容についてのアウトラインも示されているが、それらは具体的なものというよりも、方向性と大まかな到達目標だけを示すことにより、小学校教育での各科目との対応ではなく、あくまでも幼稚園教育のなかで行われるべき内容を示したものだと言えるだろう。

そのため、「言語」という領域名はついているが、その内容は言語そのものについての知識や能力ではなく、主にコミュニケーション（例：「相手にわかるように話し、また話す態度に気をつける」）に関わる一連の経験が示されたものとなっている。

「言語」から「言葉」へ

ここまで幼稚園教育要領の始まり、そして最初の改訂について整理してきたが、この後、1989（平成元）年における改訂によって「言語」という領域はなくなり、代わりに「言葉」という領域が登場した。

まず、この「言語」から「言葉」への転換が何を意味するものであるのかについて確認しておこう。

言うまでもなく、この転換は使用される語句が変わったという単純なものではない。ただし、ここまでに振り返ってきた内容を踏まえれば、ここでの転換は非常に自然なものであり、むしろ改訂前の1964（昭和39）年版の内容は既に「言語」ではなく「言葉」を示していたともいえるだろう。

この点について、本稿全体の目的にも関わるため、語義のレベルで改めて確認しておきたい。

まず、最も大きな変更点である「言語」と「言葉」という、語句における変化について、その意味するものを述べておこう。

三省堂『大辞林』第三版において「言語」は以下のように定義されている。

「音声や文字によって、人の意志・思想・感情などの情報を表現・伝達する、または受け入れ、理解するための約束・規則」

同様に、「言葉」の定義については、一部を抜粋すると以下のように説明されている。

「①人の発する音声のまとまりで、その社会に認められた意味を持っているもの。感情や思想が、音声または文字によって表現されたもの。言語。②ものの言い方。ことばづかい。「丁寧なーを使いなさい」③言語を文字に書き表したもの。文字。④語彙（ごい）。単語。」

ひとまず、上記の定義を前提とするならば「言葉」は「言語」よりも高位、あるいは曖昧な概念であることがわかる。

また、「言葉」という曖昧模糊とした概念に対し、「言語」は具体的なコミュニケーションに必要なものであり、その能力が必要となるものであると理解できる。

このような辞書的な定義の相違は、これまでに確認してきた領域としての「言語」、そして平成元年改訂で加わった「言葉」という二つの関係性とも重なるものであると考えられる。

幼稚園教育要領における「言葉」

次に、このような語句の変化をふまえ1989（平成元）年に改訂された幼稚園教育要領について確認しておこう。

まず大きな点としては、「第一章 総則」において「幼稚園教育は、幼児期の特性を踏まえ環境を通して行うものであることを基本とする」という、いわゆる「環境を通して行う教育」が示されるようになった、という点が挙げられる。

また、ねらいと内容との関係性がより明確に示されることとなり、幼稚園修了までに指導すること、ではなく「幼稚園修了までに育つことが期待される心情、意欲、態度など」というように、子どもを中心とした記述に変わった。

このような全般的な変更とともに、上述したようにそれまでの六領域が再編成され「健康・人間関係・環境・言葉・表現」の五領域となった。

冗長ではあるが、ここで新たに現れた「言葉」という領域について確認しておこう。

まず、この「言葉」という領域がいかなるものであるかについては「この領域は、経験したことや考えたことなどを話し言葉を使って表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚を養う観点から示したものである」と示されているように、語彙や文法など具体的な知識・能力ではなく「言葉に対する感覚」こそが養われるべきものとされている。

ねらいは三つ示されている。それぞれ、(1)自分の気持ちを言葉で表現し、伝え合う喜びを味わう、(2)人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話そうとする、(3)日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、想像力を豊かにする、であるが、いずれも他者とのコミュニケーションが重要なものとして位置づいていることがわかる。

内容については「先生や友達の言葉や話に興味や関心をもち、親しみをもって聞いたり話したりする」といった指導事項であり経験が10項目にわたって示されている。

1956年の始まりの幼稚園教育要領において示されていた「言語」という領域は、まさに「約束・規則・体系」についての知識あるいはそれを使いこなす能力を身につけさせるための指導であっ

たと言えるが、1964年の改訂、さらにそこから四半世紀が経ち改訂された幼稚園教育要領は、「環境を通して行う教育」という幼稚園教育の基本が作られ、また領域も変更される、というように、それまでの流れは引き継ぎつつも、大きな改訂であったと整理することができる。

なお、以下で確認していくように、その後1998年、2008年、2018年と改訂が行われてきたが、本稿で注目している領域「言葉」において、その「ねらい」と「内容」についての記述は大きく変わってはいない。

言い換えれば、領域そのもののあり方は大きく変わらないまま、幼児教育・幼稚園教育のあり方は「改訂」というかたちで変わってきた、ということになる。つまり、「言葉」についての記述内容は変わっていないとしても、幼稚園教育のあり方自体が変わっている以上、その記述の意味内容については何らかの変化を伴ってきたと考えられるのではないだろうか。

このような観点から、以下では改めて改訂の内容を確認しながら、「言葉」のあり方について論じていくこととする。

「言葉」に求められるもの

1998(平成10)年、幼稚園教育要領は再度改訂が行われた。

1990年代に入り、様々な社会問題あるいは自然災害が起きているなかで、教育における「心」の問題が注目されていっ

た。1997年に中教審答申「幼児期からの心の教育の在り方について」では、幼児期の段階から「心の成長」を導くこと、ひいては「生きる力」を育むことの必要性が述べられている。

このような社会的な背景をもとに、改訂された幼稚園教育要領では「第一章 総則」の「2 幼稚園教育の目標」において「幼児期における教育は～生きる力の基礎を育成するよう～幼稚園教育の目標の達成に努めなければならない」として、「生きる力の基礎」という文言が追加されている。

また領域「言葉」については、この領域が何を示したものであるかという記述において、僅かではあるが表現が変更されている。

具体的には「経験したことや考えたことなどを話し言葉を使って表現し」が「経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し」となり、「言葉に対する感覚を養う」は「言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う」(下線部は筆者による)と変更されている。

ここでの変更は現在まで引き継がれているものだが、この変更内容は先に述べたような「生きる力」の育み、という方向性を端的に示したものであると考えられる。つまり、一般的なルールへの整合性だけでなく「自分なりの」「表現」という態度あるいは能力が期待されるようになった、ということである。

このように、幼児教育の独自性が強調

された 1989 年改訂から、見た目上はそれほど変わっていないが、詳細に見れば普遍的、悪い言い方をすれば同調的な態度からの脱却、ひいてはそれを可能にするような能力が求められるようになっていくということがわかるだろう。

続く改訂は 2008（平成 20）年に行われた。ただしこの改訂は幼稚園だけの変化ではなく、2006 年に教育基本法、2007 年に学校教育法がそれぞれ改正され、それゆえに幼稚園における教育内容も当然のように変更を余儀なくされた、という背景が存在する。

それを端的に示しているのは、改正された学校教育法において「第二十二条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」（下線部は筆者による）というように、幼稚園教育が純粋に独立したものではなく、連続性をもったものとして存在する「義務教育及びその後の教育」の基礎的な位置にある、ということが強調された。

先にも述べたように、「言葉」という領域における記述はほとんど変化してはいない。一方で幼稚園教育のあり方については、大きく変化している。だからこそ、例えば「先生や友達の言葉や話に興味や関心をもち、親しみをもって聞いたり話したりする」という項目の意味は、純粋に幼稚園教育という時期に限定さ

れたものではなく、小学校教育という「その後」に繋げるもの、という意味内容に変容したのだと言えるだろう。

そして 2017（平成 29）年、直近である改訂が行われた。ここでの改訂内容は様々であるが、本稿における課題に引き付けるならば、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の登場が非常に重要となるだろう。

「言葉」に直接的に関わるものは「(9) 言葉による伝え合い 先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる」であろう。

ここで示されている内容は、領域「言葉」において示されているものとほぼ同義であると言ってもいい。つまり、領域「言葉」において示されている内容は、単なる望ましい生活環境というだけでなく、卒園までに達成されるべき様々な態度・能力であるということが暗に示されているということになる。

ここまでの流れをまとめておこう。

小学校教育へ過剰に傾倒し、その一貫性を強調しながら指導中心的な方向性を示して作成された最初の幼稚園教育要領から、その具体的な指導性は 1964 年、1989 年改訂において弱められてきた。しかし、2008 年改訂からは、直接的な記述ではないとはいえ、「生きる力」の育成の

ような生涯教育的な観点から、改めて小学校教育との「接続」の重要性が浮上してきたのだと整理することができるだろう。

おわりに

ここまでみてきたように、幼稚園教育要領において「言語」は「言葉」に変換され、コミュニケーションの重要性が暗に示されるのと同時に、改めて学校教育への接続性が強調されてきた。

しかし同時に、少子化や旧来的な地域社会の消滅、第三空間（磯村栄一）の縮小などを背景として、子どもたちのコミュニケーション空間は限定的なものとなっている。

言語学者バーンステインは、日常的・主観的・具体的な記述を行う「限定コード」と、普遍的・客観的・抽象的な記述を行う「精密コード」という存在について論じている（Bernstein,1975）が、ここでの議論に引き付けるならば「限定コード」だけで問題なく生きられる環境が一時的には用意されてしまう、と現代的な問題点を指摘することができる。

それは必然的に「言語」のバリエーションを、ひいてはその母体となる「言葉」の必要性も少なくなる。

今日「言葉」に必要とされるのは、小学校への接続というトピックに含まれるような、他者性あるいは社会的な多様性に対応しうる「言語化」の能力であり、

そのためにこそ、母数となる「言葉」における豊かな感性である。

幼稚園教育要領の変遷からみえるのは、単なる言語能力からコミュニケーションが重視され、そして今改めて、開かれた（＝非限定的な）コミュニケーションを可能にする言語能力が求められるようになった、という構図である。

そして、保育者養成のレベルにおいても、コミュニケーションの可否ではなく、その内容・多様性に関わるものとしての「言葉」という位置づけについて、改めて学びの対象としなくてはならないのではないだろうか。

引用文献

- 1) 文部省・文部科学省.
(1956.1964.1989.2008.2017)
幼稚園教育要領.
- 2) 松村明編. (2006) .*大辞林*(第三版)
三省堂.

参考文献

- ・ Basil,Bernstein.(1985). *教育伝達の社会学—開かれた学校とは*(萩原元昭編訳). 明治図書出版. (Basil, Bernstein.(1975). *Towards A Theory of Educational Transmissions*, London: Routledge.)
- ・ 磯村栄一.(1968)*人間にとって都市と*

は何か.:日本放送出版協会.

- ・田甫綾野.(2004). 昭和31年版幼稚園教育要領に対する保育者の受けとめ方—ライフストーリーにみられる保育者の日常的「構え」を通して

— .保育学研究,42 (2) .184-195.日本保育学会.

